



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 50(6), 289-290
Issue Date	2000-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/14998">https://hdl.handle.net/2115/14998</a>
Type	other
File Information	50(6)_p289-290.pdf



## 北海道大学法学会記事

○一九九九年九月二四日（金曜日）午後二時半より

「消費者契約法で何が変わるか——具体例への適用」

報告者 山下友信

（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

出席者 三二名

るルールとして、消費者契約における不当な契約条項を無効とする一般条項を設けること、及び無効とされる具体的な不当条項のリストを設けることがめざされている。

今回の報告では、不当条項ルールの基本構造と問題点について検討したが、一般条項についての最大の問題点は、民法（一般私法）の不当条項に関する一般ルールとの関係であり、この点が現在でもなお解決されていない。もともと、民法レベルの不当条項ルールがそもそも不明確であり（公序良俗違反を根拠とするのか、信義則を根拠とするのか、またその基準など）、そのもとでさらに消費者契約法に一般条項を設けることの必要性があるのかどうか、あるいは民法の不当条項ルールよりもさらに無効となる範囲を拡大するものかどうかなどは相当に難解な問題である。さらに、一般条項の具体的規定ぶりについても、事業者側の予見可能性が低いという強力な反対もあり、なお議論の対象となっている。私見としては、民法には本来消費者契約に即した不当条項ルールではないが、判例などは消費者契約の特質に応じて契約条項をより広く無効とする法理を先取りしているのであり、それを明文化するのが、消費者契約法の一一般条項であり、規定ぶりとしては、予見可能性を高める意味でもドイツ約款規制法と同様に任意規定を有力な指標とするよう

現在、経済企画庁の国民生活審議会において、消費者契約法制定へ向けての審議が続けられており、大詰めを迎えつつある。基本的な方向としては、契約締結過程に関するルールとして、事業者による情報の不提供・不実表示による契約締結、及び事業者による威迫等による契約締結の場合に消費者の取消権を認める規定を設けるといふことと、契約内容（契約条項）に関する

料 なものが必要ではないかと考えている。

資 もう一方の問題として、不当条項のリストを設けるといふ提案が一貫してなされているが、具体的なあり方について今年の夏までは全くといってよいほど議論されてこなかったということがある。これまでは、リストはいわゆるブラック・リスト

(該当する契約条項は当然に無効となる)にするのか、グレー・リスト(リストに該当しても合理的な理由があれば無効とならない)にするのか、などだけが議論されているが、そのこともさりながら、現実の契約(約款)条項に対して不当条項ルールがどのように適用されるかのシミュレーションが重要であると思われる。外国でも、一九九三年のEUの不正契約条項に関する指令やドイツ約款規制法の不当条項リストが参考とされることが多いが、前者は、実質的にはグレー・リストに近いのに対して、後者ではブラック・リストとしてあげられる条項がかなり多いなど、スタンスは一致しておらず、かなりの政策的な幅があるのであり、消費者契約法においても具体的にどのようなスタンスをとるのが議論されるべきである。このような観点から、解約(解除)権制限条項、違約金条項、事業者側の変更権留保条項、事業者の責任免除・軽減条項などについて、各種の契約類型で用いられている例をみながら問題点を検討すると、

形式的にはこれらに該当する契約条項でも合理性はそれぞれに認められることが多く、ブラック・リスト化は困難であるか、強いてブラック・リスト化しようとするれば毒にも薬にもならないものになるおそれがあり、私見としては、グレー・リストとすることが及び一般条項を活用する必要性があるのではないかと考える。

このように、消費者契約法の立法論議は大詰めを迎えてはいるものの、なお基本的なレベルから論ずべき点が多く残っている。これも、消費者契約法が一般私法的な立法としての性格をもつことによるものであり、わが国では従来なかつたタイプの立法であることに起因するところが大きい。いずれにせよ立法論のレベルの向上が課題であると考えられる。